

令和元年度第1回

一宮市都市計画審議会
議事録

一宮市都市計画審議会

次の議案を審議するため、一宮市都市計画審議会が令和元年11月28日午後2時00分、本庁舎11階1102会議室に招集された。

記

1. 諮問事項

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更（一宮市決定）

議案第2号 特殊建築物の敷地の位置について

2. 報告事項

報告第1号 一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定及び一宮市立地適正化計画の変更について

報告第2号 一宮市緑の基本計画の改定について

4. 出席委員 11名

秀島 栄三、櫻木 耕史、豊島 半七、

渡部 晃久、鵜飼 和司、河村 弘保、彦坂 和子、八木 丈之、

田中 浩（代理出席：山田 達也）、富山 弘美、森 律子

5. 欠席委員 6名

牛田 幸夫、小野 悠、宮本 由紀、

中村 かずひと、遠藤 一雄、杉本 哲史

6. 傍聴者 1名

[事務局]

まちづくり部長 山田 芳久

まちづくり部次長 今枝 靖和

都市計画課長 勝野 直樹

同主監 堀田 裕久

同都市計画・庶務G専任課長 田内 誠一

同G主査 牛田 貴史

同G主査 永治 武志

同G担当 坂田 明穂

農業振興課長 加藤 伸治

同G担当 坂口 達郎

建築指導課長 武市 力也

同G課長補佐 野田 淳一

公園緑地課長 山本 篤人

同農政G専任課長 野田 喜信

同建築安全推進G専任課長 三浦 和幸

同G主査 板倉 満美子

同整備G課長補佐 小椋 貴史

開 会
 会 議 顛 末
 午後 2 時 0 0 分

事 務 局
 (開会のことば)
 大変お待たせいたしました。ただいまより、令和元年度 第 1 回 一宮市都市計画審議会を開催させていただきます。
 本日は、ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
 ただいまの出席委員 11 名でございます。一宮市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。
 なお、牛田委員、小野委員、宮本委員、中村委員、遠藤委員、杉本委員は本日ご都合が悪く、欠席されております。
 なお、本日の議案におきまして、一宮市都市計画審議会運営規則第 6 条に規定する除斥の対象となる委員はおみえになりませんので、併せてご報告させていただきます。
 傍聴される方をお願いいたします。本日配布いたしました、傍聴整理券に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにしてください、かばん等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。その他会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。
 また、お手元の資料につきましては、審議会終了後に回収させていただきます。以上、注意事項を遵守して審議会を傍聴していただきますようお願いいたします。
 それでは、開会に当たりまして、会長にはごあいさつと、その後の議事の進行をお願いいたします。

会 長
 (会長あいさつ)
 会長を務めさせていただいております、秀島でございます。
 本日は、大変お忙しいところ当審議会にご出席頂き誠にありがとうございます。
 本日は、尾張都市計画生産緑地地区の変更と特殊建築物の敷地の位置についての 2 議案が付議されております。また報告事項として、一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定及び一宮市立地適正化計画の変更についてと一宮市緑の基本計画の改定についての 2 案件がございますので、よろしく願いいたします。

会 長
 (新委員の紹介)
 それでは、改選、異動等により新たに委員になられた皆様をご紹介いたします。豊橋技術科学大学講師の小野悠委員は本日ご都合が悪く、欠席されております。市議会議員の渡部晃久委員です。河村弘保委員です。彦坂和子委員です。八木丈之委員です。愛知県一宮建設事務所長の遠藤一雄委員、愛知県尾張農林水産事務所一宮支所長の杉本哲史委員は、本日ご都合が悪く、欠席されております。愛知県一宮警察署長の田中浩委員は本日ご都合が悪く、欠席されておりますが、一宮市都市計画審議会運営規則第 5 条に基づき代理が認められておりますので、愛知県一宮警察署交通課長の山田さんに代理出席いただいております。よろしく願いいたします。

(議事録署名者の決定)

会 長

次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。

当審議会運営規則第9条には、議事録署名者2名を、会長が指名することとなっております。

議事録署名者は、議席順をお願いしておりますので、河村委員と彦坂委員をお願いいたします。

(議案の審議)

会 長

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

議案第1号尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)をご審議賜りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事 務 局

はい、会長。

会 長

はい。

事 務 局

それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

なお、説明につきましては、着座にて失礼いたします。

議案第1号は、尾張都市計画生産緑地地区の変更(一宮市決定)でございます。2枚はねていただいて都市計画生産緑地地区を次のように変更するもので、面積約121.3ha。位置及び区域は、別添の計画図に示してございます。

変更理由です。今回の変更は、市街化区域に存する農地のうち、生産緑地地区に指定されている区域について、生産緑地法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたもの、指定要件を満たさなくなったもの及び追加で定めるものについて一部区域を変更するものでございます。

次に、2枚はねていただき、変更理由書をご覧ください。4番の生産緑地地区の都市計画変更の主な理由ですが、①～⑦の理由につきまして、裏面の表にて面積をまとめております。⑦につきましては、2番の生産緑地地区の指定要件を満たし、新たに生産緑地地区を指定する場合の項目につきまして、団地数+12、面積+6,594㎡と記載がございます。これは生産緑地地区の追加指定を行うもので、初めて行うものでございます。募集の期間は平成31年1月から3月末までで、期間中に申請のあった土地について生産緑地地区の追加指定を行うものでございます。

次に、1枚はねていただき、箇所別調書をご覧ください。今回の変更による面積は、37,252㎡の減少となっております。この変更の結果、生産緑地地区は、変更前125万283㎡から、121万3031㎡、約121.3haとなります。

なお、本日審議をお願いいたします変更案件は、全部で70箇所に及んでおります。全部につきまして詳細なご説明を申し上げますと、大変な時間が掛かってしまいます。このため、変更理由が、主たる従事者の死亡による制限解除、または病気などの故障による制限解除のもの、農業用道路の除外を行うもの、追加指定の内特殊な事例でないものにつきましては、箇所別調書の記載により説明に変えさせていただきますので、よろしくお

願いいたします。

次に、議案書の封筒の中をご覧いただきたいと思います。封筒の中には、縮尺2万分の1の総括図が1枚と、縮尺2500分の1の計画図が27枚入っております。これよりご説明する変更案件は、この計画図と先ほどご覧いただいた箇所別調書に沿ってご説明いたします。

それでは、まず、箇所別調書の2ページ目、左に記載の一団番号2-31をご覧ください。計画図につきましては5枚目をご覧ください。場所は、図面右下の一団番号2-31でございます。

こちらは主たる従事者が死亡したことを理由に買取り申出がなされたもので、一団の一部面積274㎡を除外するものです。

この除外により、1筆297㎡の土地が面積要件不足となりますが、赤い線で繋いである東側の生産緑地2-32と同じ一団とすることで、一団の面積が1,627㎡となり、存続することができるため、一団番号の変更を行うものでございます。

続きまして、箇所別調書の3ページ目、一団番号3-244をお願いします。計画図は10枚目のやや左下の3-244をご覧ください。主たる従事者が死亡したことを理由に買取り申出がなされたもので、一団の一部面積505㎡を除外するものです。この除外により、農業用道路の指定理由がなくなり、合わせて面積404㎡を除外することとなります。これにより、1筆115㎡の土地が面積要件不足となります。しかしながら、一団の要件緩和により、同一の街区又は隣接の街区区内にある生産緑地のうち、隣接する農地等の面積が100㎡以上のものを一団とすることができるようになっておりますので、本件につきましては、西側にある一団番号3-400と同じ一団とすることで合計面積が3,478㎡となり、存続とするというものでございます。

同じような案件といたしまして、箇所別調書の3ページ目、一団番号4-168と4-175、箇所別調書の5ページ目、一団番号21-43がございしますが、いずれも一団の要件緩和により生産緑地の存続とするものでございますので、説明につきましては割愛させていただきます。

続きまして、箇所別調書は3ページ目、一団番号3-404をお願いします。計画図は12枚目の右上をご覧ください。生産緑地地区の追加指定を行うもので、1筆、面積461㎡を指定するものです。こちらにつきましては、西側及び南側に建築物がございしますが、農業用の資材及び農機具倉庫、トラクター等の置き場となっております。生産緑地法においては、農業を営むために必要となるもので農業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設につきましては、生産緑地法第8条の許可を得て生産緑地地区内に設置することが可能となっております。本件につきましては、生産緑地地区の指定前ですので許可は不要でございますが、実際に現地確認も行いまして、許可を得られるものと同等のものと判断いたしましたので、追加指定を行うものでございます。

同じような案件としまして、箇所別調書の4ページ目、一団番号13-83の追加指定につきましても、建築物があるものについて、農業用倉庫であることを確認しているものでございます。

続きまして、箇所別調書は5ページ目、一団番号21-131をお願いします。計画図は24枚目の中央やや右側をご覧ください。生産緑地地区の追加指定を行うもので、1筆、面積296㎡を指定するものです。周辺の生産緑地と合わせますと生産緑地の面積要件を

満たしておりますが、指定時期の違いから今後道連れ解除に至る可能性がありますので、前面の道路105㎡を生産緑地に指定しまして、赤色の区域で一つの団とするものでございます。

以上、簡単にご説明をさせていただきました。今回の除外の対象となります生産緑地の一団ごとの変更面積につきましては、変更箇所別調書のすぐ後にまとめております。またそのすぐ後には、生産緑地の過去の変遷を3ページにわたりまとめておりますので、こちらの方も参考にさせていただければと思います。

本日、ご審議をお願いする案件の内、買取り申出に関するものにつきましては、平成30年1月1日から、同年の12月31日の間に買取り申出書の提出がされ、これを市が受理し、関係事務を進めまして、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに行為制限が解除された案件となっております。また、変更案の縦覧を令和元年10月1日から10月16日まで実施いたしましたところ、縦覧者が5名おりましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

会 長 それでは、趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。

委 員 異議ではなく説明内容の確認で、計画図の5枚目の2-32番ですが、所有者が違って一団とすることができますか。

事 務 局 所有者が違っていても、繋がっていればできます。

委 員 例えば、2-31のほうが後に生産緑地に指定されている場合、2-32と指定の時期がずれてきますが、その場合先にどちらかが解除されることが想定されますがその場合はどうなりますか。

事 務 局 一宮市と尾西市は同時期に生産緑地を指定していますので、現状では時期がずれるということはないです。

委 員 今後生産緑地が追加指定され、所有者、指定時期が違うところの片方が生産緑地から除外される場合、300㎡以下となった場合はどのような対応になりますか。

事 務 局 追加指定については300㎡以上であることを条件に指定をしているため、道連れにならないようにしています。それでも300㎡以下となってしまった場合は道連れ解除になります。

委 員 そういった場合の生産緑地の取扱いはどうなりますか。

事 務 局 行爲制限解除と同じ取扱いです。

委員 分かりました。ありがとうございます。

委員 生産緑地法が改正され、生産緑地の面積要件が500㎡以上から300㎡以上に引下げられましたが、それは農地を守っていくこと、市街化区域の緑を増やしていくことについて、要件が緩和された方が良いということなののでしょうか。

また、議案第一号の資料で生産緑地地区の各年度の面積の変遷という資料がありますが、平成17年8月23日の面積と現在の面積を比べるとかなり生産緑地が減っているように思えます。減っている主な理由がわかれば教えてください。

事務局 法改正につきましては面積要件の緩和により300㎡以上にさせていただき、生産緑地を出来る限り保全していきたいという方針でございます。

また、生産緑地減少の主な理由については、農業の主たる従事者の死亡及び故障による生産緑地の除外が主な理由となっています。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 他にご意見はございませんか。それでは、採決をさせていただきます。

議案第1号尾張都市計画生産緑地地区の変更（一宮市決定）について、原案のとおり可とする旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、原案を可とする旨、答申することに決定をいたします。

会長 続きまして、議案第2号特殊建築物の敷地の位置についてをご審議賜りたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事務局 はい、会長。

会長 はい。

事務局 議案第2号特殊建築物の敷地の位置についてを説明させていただきます。説明につきましては、着座にて失礼いたします。

本案件は、特定行政庁である一宮市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかをご審議いただくものでございます。

早速でございますが、議案第2号をご覧ください。

付議理由といたしまして、一宮市内において、一般廃棄物を適正に処理するため、破碎施設を新設しようとするものでございます。

1枚はねていただきまして、申請者は、高橋造園土木有限会社 代表取締役 高橋 丈

二、名称は、高橋造園土木有限会社廃木材リサイクル施設、敷地の位置は、一宮市萩原町西御堂字南江西19番、敷地面積は、998.88㎡。処理施設の処理能力は、木くずの破砕を1日当たり66.00トンでございます。

建築物は、事務所棟、街路樹廃木材置場棟及びバイオマス化施設棟の3棟で、延べ面積の合計は、187.44㎡でございます。

申請者は、平成7年より一宮市で造園工事を中心とした、都市公園などの管理で、樹木の剪定、公共施設や公園の遊具の点検、造園工事の設計施工管理の事業を行っております。

現在は、街路樹の剪定等で発生した廃木材の8割を市の環境センターで焼却し、2割は市外で肥料化しておりますが、まちづくりに欠かすことのできない街路樹は、その多くが樹齢40年以上となっており、倒木や落枝の危険性が高まっています。

全国的には倒木等による死亡事故も発生しているため、ここ数年各市町村は街路樹再生プランに基づき調査伐採が進められ、今後は街路樹を始めとした廃木材が増加することが予想されています。

そこで、現在焼却又は市外に搬出して処分していた一宮市で発生した廃木材を資源と位置づけ、一宮市で肥料化し、一宮市で活用させるといった街路樹廃木材の木質バイオマス化による計画的な地域内循環型街路樹再生事業を計画し、愛知県循環型社会形成推進事業の認定を受けました。

この施設は、廃木材を破砕してチップ化し、そのチップをバイオ菌により有機バイオ肥料とするものです。取扱う廃木材は、一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分類されます。

街路樹や公園の樹木の剪定・伐採をしたものを一般廃棄物、道路工事などの土木工事等に伴う樹木の伐採・伐根で発生したものを産業廃棄物として取扱います。これらの樹木の破砕の処理能力がそれぞれ1日当たり5トンの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書許可が必要となったものでございます。なお、産業廃棄物の許可に伴う愛知県都市計画審議会には、令和2年2月に付議いたします。

次に、1枚はねていただきまして、総括図をご覧ください。図面上が北となっております。

図面左下の赤丸で示した、建設地と書かれたところが敷地の位置になります。

当該敷地は一宮市と稲沢市の市境に位置し、一宮市役所から南西に直線距離で約6kmの市街化調整区域に位置しております。また、隣接する稲沢市側も市街化調整区域となっております。

次に、1枚はねていただきまして、付近状況図をご覧ください。

建設地は図面中央の赤い斜線で示した部分です。

敷地の北側は、市道0110号線を挟んで工場、東側は光堂川の側道の一宮市道788号線、西側は水路を挟んで田がございます。

次に、1枚はねていただきまして、計画図をご覧ください。この計画図のみ右が北となっております。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物、紫枠は廃木材の破砕機でございます。

搬入された廃木材の流れとしましては、一般廃棄物の廃木材は敷地南に設置する街路樹廃木材置場棟に保管します。また、産業廃棄物の廃木材は、敷地西側の破線で示している鉄製コンテナに入れ、シートで覆い保管します。次にこれらの廃木材は紫枠の破砕機でチ

チップ化し、一般廃棄物のチップは敷地北東に設置するバイオマス化施設棟で肥料化します。また、産業廃棄物のチップはバイオマス化施設棟と事務所棟の間にある破線で示している鉄製コンテナに入れ、シートで覆い保管します。なお、産業廃棄物のチップは、全て肥料原料又はバイオマス発電の燃料として売却します。

敷地への出入りは、北側の幅員12.01から12.06mの市道0110号線からでございます。図面では黒い三角印で示してございます。搬入車両については、1日6台程度を見込んでおり、敷地周辺での待機の無いように管理をします。

また、図面の周囲には緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、青色の線上に塀を設けて周辺環境への配慮に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音振動等は、全て環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

会長 はい。それでは、趣旨説明が終わりましたので、この案件のご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

委員 ただいま、行政の方からご説明がありましたが、まず、基本的に私はこれに対して反対という立場で意見を述べさせていただきます。これからこの事業をこの業者の方が行おうとしておりますが、一宮市内には既に民間業者が1つあります。その会社が許容量以上の作業をされて、不法投棄、また、その堆積したバイオチップが発火して火災まで起きております。

環境部としましては、何度か指導をして是正をしている状態であり、また、新しくやろうとされているところは、今説明を聞きますと、すごくきれいにお話しがされていますが、あくまで民間であります。

もう一つは、一宮市は二年後に中核市を目指していまして、中核市になるということは、環境部においても、一般廃棄物と産業廃棄物が、かなり県からの移譲業務が増えてくることとなります。

環境部の管理指導が、新たに施設をつくることにより負担が大きくなるので、できれば中核市になった後、もう一度出していただいて審議するのがよいかと思われますので、私は反対という立場で意見を述べさせていただきます。

会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員 今説明を受けて思ったのが、委員がおっしゃられましたけど、消火防火設備はどうなっているのかと思いました。冬だと一宮は伊吹風が強いので、周りが畑だったので直接的な影響は無いでしょうが、何かあった場合の煙の行き先が少し心配だということ、何かあった時に消防署はどこにあるのかということの方がわからなかったのでお聞きします。

事務局 お示ししている配置図には記載がございませんが、別で建物の平面図を提出いただいております。消火器が設置されております。ですから、初期消火活動は消火器で行うのではと考えられます。

委員 建物自体には、作れないものでしょうか。水を溜めておくところを設置するなどは、決められてはいないのでしょうか。

事務局 接道している12m程の道路の向い側に消火栓がございます。もしもの時は、そちらの消火栓を使って、消火活動ができると思われます。

会長 周辺への影響というの也被われていたと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 周辺への影響ですが、先ほど簡単にご説明させていただいたのですが、生活環境影響調査というものを事前に行っており、騒音ですとか振動、あとは懸念されている悪臭等につきましては、環境目標をクリアしている状態でございます。悪臭に関しましては、一応施設の方で、適宜脱臭剤をまいて近隣対策をとると確認しております。

また、悪臭ですが、建物内でバイオマス化するというので、飛散しにくい施設でございます。なお、バイオ菌は、確認しましたら、無臭のものを使うということです。

委員 今説明があったのですが、この施設ができたらどこが管理をされるのですか。行政ではないですか。

会長 担当部署ですか。

委員 はい。

事務局 愛知県の廃棄物対策課ですが、先ほど委員がおっしゃられた中核市移行後は一宮市の管理になるかと思われます。

委員 そこが大事なのですよ。今、環境部が大変な状況になっているのをご存知でしょう。リサイクルセンターが火災になって、今後半年間は使えない状況で職員の方は必死なのですよ。

ここで我々がしっかり審議をしなくてはいけない。

私達は、やるなどは言っていない。時期尚早で、中核市になって、もう一度出し直してもらったらどうですかということなのです。

すごく事務作業が増えてくると思います。管理指導しなくてはいいけませんよね。今認めてしまつて、本当に火がついてしまつたら煙が充満して大変な事になりますよ。

そういうことを含めると、管理体制である環境部の方をしっかりと体制を整えてから、これを建設してもらつても全然遅くないと思います。このままでいけますと、重なつてきますよ。中核市に移行する時期とこの許可が出る時期が重なつて、とてもじゃないですが、今の環境部の職員の負担が耐えれないと私は考えますけど、どうでしょうか。

事務局 今委員のおっしゃられたことも重々にわかりますが、建築許可に当たりまして、車両が出入する道路、施設整備等の許可基準を満たしており、許可しないという風に決める理由

が見当たらないため、不許可ということは事業者に伝えづらい状況でございます。

委員 審議会というのは、何のための審議会なのか教えてください。

事務局 建築基準法第51条ただし書きの許可をするにあたり、都市計画審議会の議を経るものでございます。

委員 ですから、審議しているのです。各大学の先生や、商工会議所の会頭を含め、警察の方も来て、一般の方々に様々な意見を聞いて、その中で答申をするかしないかということなのです。ただし、我々議員として専門的に知り得る知識で、今までそういうことがありましたよということを知らしめています。安易にこれを認めていいのですか。

もう一つは、今行政の環境部が大変な時期にあるので、そこにまたこのような問題で許可を出したら、そこからまたすぐに監督指導をやっつけていかなくてはいけないのですよ。それが果たしていいのかなということも、発言させていただいています。許可は、法律ではもういいからということでは違うのではないのでしょうか。

会長 この都市計画審議会で支障がないと認めた場合には、即建築が始まるわけですか。それとも、他にも何か決定する場があるのですか。

事務局 建築基準法の第51条ただし書きの許可では、愛知県若しくは市町村の都市計画審議会の議を経て、特定行政庁である一宮市が許可をするというような流れになっております。先ほども少し申し上げましたが、私どもも、施設の敷地に対する位置の基準や、接道する道路の基準、緩衝帯を設ける等の周辺への影響や、敷地境界から30m以内の範囲の土地所有者と権利者さまへの事前説明を実施しております。そこで、今のところ特にご意見等はございません。そして、この基準に関しましては、愛知県の許可基準に準じて私どもも規定しておりますので、この基準どおりになっている状態であれば、ひとまず建築については許可せざるを得ないというところでございます。ただ、先ほど委員のおっしゃられたように、運用面で大変厳しい状況と理解しておりますので、その辺は事業者にも重々伝えるつもりでございます。

その辺でご理解いただければと思います。

委員 今の説明通りなのですよ。審議会が通ったら通っていくのですよ。だから、ここでしっかりと事実を知らしめないといけないと思います。本当にこれは問題になりますよ。特にこれは営利ですから、ある業者は実際に66トンと言っているけど、100トンとか許容量以上やっているのですから。それはなぜかということ、儲かるからやるのですよ。どんどん受け入れて、それを野積みにして、その先には自然発火して火災になって、とんでもないことになっているのですよ。

一つ目は、またそれと同じようなことに、許可を出すのですかということですよ。

二つ目は、先ほども言ったように中核市に向けて環境部が必死になってやっているのですよ。そういうことも考えると、この審議会の委員として、今は許可すべきじゃないと思います。中核市になって、体制を整えた上で、しっかりと管理ができる状態になってから

また出していただいて審議させていただければと思います。

委員 　　ただいま委員から2点、確認と心配する声、本当に重要なことであると思います。環境部も今大変な状況ということですが、この件について、温暖化対策だとか、SDGsとか最近騒がれて日本でも取り組みが始まっているところで、環境部としては、これをやって欲しいのかどうかというところですが、それと委員がお話されたことを天秤にかけたときに、どうなのだろうかという判断ですが、今環境部からは当然誰も来られていないというところで、私も判断が難しいなど、質問というかどうかどうしたものかという問いかけでした。

委員 　　今日は、都市計画審議会ということで、建築の許可をするにあたっての、いろんな条件等を確認していくという場です。まず一点目、現状一社が処理をしていて、その処理が追いついていないという状況もあり、今回計画されているところの樹木の受入状況、例えば、処理能力は一日66トンあるということと表明はしていますが、実際のところ想定されている処理のトン数、騒音や稼働の時間帯の話等公害を考慮しないといけないと思います。

それから、川に接しているところですが、近年集中豪雨や川の氾濫等が起きているところが沢山あります。今回この図面で言いますと、公害防止上有効な塀で囲ってはいるところですが、果たしてこの塀が川の氾濫等に耐えられるものであるのでしょうか。出入口等から処理前の木材や処理後のチップ等が流出するのではないかという懸念について、業者から説明を受けているのであれば教えていただけないでしょうか。

事務局 　　今のご質問の一日の搬入としましては、機械としましては、一日66トン処理できるというのですが、自分のところの剪定の樹木が、それ以上とならないということをお聞きしております。

実際の車の台数が6台程度と聞いております。パッカー車がだいたい1台あたり8m³程と聞いておまして、それ掛ける6で48m³と聞いております。騒音についてでございますが、先ほど説明させていただきましたが、事前に環境測定についてシミュレーションをしておまして、基準では60dBとなりますけれども、計算上は53.92dBと報告を受けております。また、先ほど、町内や近隣の方に説明して今のところ何もご指示やご意見が無いという話でしたが、二つの町内会と協定を結んでおまして、年に一度は環境測定をして、結果を報告することとなっております。

周辺環境でございますが、基準の中で既存集落から100m以上離れていることとなっておりますが、この土地については既存集落から約500m離れております。

あと、川の氾濫等でございますが、塀につきましては、高さ3m程の万能鋼板と申しまして、建設工事等で板の塀等がありますけど、先ほど委員のご質問のあった、川の氾濫があった時に耐えられる塀かということについては、耐えられない塀だと思われま。

委員 　　稼働時間帯というのはどうですか。

事務局 　　稼働時間帯は、朝8時から5時までで、日曜祭日はお休みで、お正月、お盆もお休みと聞いております。また、雨天時は作業をしないと聞いております。以上でございます。

委員 今色々お話を伺いましたが、公害防止上の有効な板、塀が、矢板で囲うというお話ですが、先ほどお話したとおり、最近豪雨災害等が激しい中で、これが今の塀の状況であれば、流出したときの被害が広域化する可能性があるため、そういうところについては、指導によって、もう少し氾濫に耐えるような壁にすべきではないかと私は考えます。併せて、道路の車両出入口についても同様に、氾濫等に備えて逆流しないようにするといった施設が備わっているかを必ず確認していただきたいです。

それから、先ほどの稼働時間8時から5時というのは、破砕機ということは非常に大きな音が出るということで、8時からの稼働というとまだ少し早いという印象を持っています。

更には先ほど受入体制について、パッカー車6台という話でしたが、この破砕機の処理能力の66トンを考えると、おそらく業者として、ご自身が排出、切りとって破砕する産業廃棄物以外のものの受け入れを行う事によって、効果的に処理を高めるのではないかと私は推測するので、そのあたりについても、受入の上限がコントロールできる状態、それから、破砕前のもや破砕後のものについて、この建物内に収まる面積が確保できるかということ、きちんと何かの形で確認を取っていただきたいと思います。

会 長 今のご意見に事務局の方から回答はありますか。

事 務 局 はい、貴重なご意見、ありがとうございます。今おっしゃられた水害の関係に関しましては、許可の基準ではございませんが、当然考慮すべきことだと思いますので、行政指導というところで、事業者にお伝えしたいと思っております。あと運用面の件におきましても、ご意見をいただいたということを確認に事業者伝えて遵守していただくようにしていきたいと思っております。

委 員 先ほどから運用面を危惧する点でのお話があったのですが、そちらの方に関しましては、企業さんの方へしっかりと管理をしていただくということを伝えてもらうこととして、理由のところ、高橋造園土木有限会社さん、先ほど委員から同じような仕事をしている二社目の建設になるということですが、今回高橋造園土木有限会社さんが愛知県の循環型社会形成推進事業の認定を受けたということになります。これは、今、委員が懸念されていたことをやっている事業者さんが、この県の形成推進事業の認定を受けた上でやっているということでしょうか。この循環型社会形成推進事業の認定を受けたことによって、かなり事業を遂行していく上でいろんな規制も当然かかってくると思います。

その上で、委員が懸念するような、乱雑な事業の運営をすることができるのかということ、ところがすごく気になる場所です。また、市においてもこれから中核市になって管理体制の確認をしていかなければなりません。その上で状況的にも二度同じようなことが起こっているのかということが懸念をするところであります。今まで平成7年から市の造園事業を営んでいるということで、24、25年ですか、市の仕事をしていただいている中で、この企業さんって言うのは、実際に、客観的に見てそのようなことをするような企業さんなのかということが気になる場所です。

今までに、こんな造園の管理は駄目じゃないか、こんな廃棄物の管理は駄目じゃないのか、そういうのがあったら少し心配なものがあるのですが。

事務局 まず、委員がご心配になってみえる事業者さんが、推進事業の許認可を受けているかどうかは、恐らく受けてみえない事業者さんかと思います。

委員 それは推測でしょう。推測でそれを言ったらいけません。実際県の許可を受けて一社目もやっていますよ。そうでなければやれません。この仕事はちゃんと取っていますよ。その業者も同じように、循環型で肥料になります。ちゃんと県の認定を取っているところがやっているから、二社目も懸念があるので少し待ちましょうと言っているのです。これは審議会なので、推測で言ったらいけません。

事務局 すみません。大変失礼致しました。
そのあたりは一度調べた上で、事業者の確認等させていただきたいと思います。
また、高橋造園さんがどういった会社かといったことについては、私ども建築の部署でするので、なかなか一緒に仕事をするのが無いのですが、いいか悪いかという事についてのお答えは、なかなか難しいです。

委員 わかりました。一度確認ができるようであれば、事前に確認していただくようお願いします。

委員 今日、委員の中に市議員が沢山みえるので、あえて言いますが、産業廃棄物に関して稲沢でも岐阜でもありましたよね。今は県の管轄なので、万が一この企業が大量の廃棄物をそのままにして会社がなくなったときにどこが処理するかといたら、今は県です。中核市になったら全ての費用が一宮市で財政負担をして処分をするのです。稲沢でもありましたよね、ココイチの。あれは結局、一生懸命県が全額負担したではないですか。そこまで我々が責任を持って審議しないといけないのですよ。

大量の廃棄物をそのままにして会社がなくなった場合、その時は大事な市民の税金で処分するというリスクも背負うということです。66トンはずいぶん金額です。

委員 まず、一般廃棄物処理施設ということは、基本的にゴミ処理施設なので、一宮市さんが処理するべきもの、通常ゴミと一緒になんですよね。その位置の審査、審議をしていることですが、一宮市の環境部の計画において、このような一般廃棄物をどのように処理をしましょうとなっているのかということをお伝えしていただきたいのと、本来市がやるべきものが、たまたま民間事業者にやらせようとしているのか、全体の市の政策でどのようなになっているのかということをお伝えしていただきたいところがまず一つです。それからもう一つは、一日66トンの処理量を持っている施設で堆肥化をするので、野積みというところが、皆さん懸念するところで、恐らくこの施設の許可権者は環境部で、ここで審議すべきことは、これが都市計画上位置がいいかどうかということと、都市計画上影響が無いかどうかを審議する場です。とは言うものの、委員が言われるご形態の方で、市民の皆さんからしてみればあるだろうということで、何日で堆肥になって、何日で行くのか。ここで野積みになりませんよというようなご説明をいただければと思います。

事務局 今回の事業を進めるにあたって事業者から確認したことは、愛知県の廃棄物の抑制推進事業ということで、基本的には自社で排出する剪定材を一部リサイクル化する、堆肥化するような事に対しての認定を受けているということです。基本的には自社で排出するものをまずは抑制していこう、廃棄物として排出しないというのがスタートのようです。

全体的な施策かどうかというところにつきましては、私どもではお答えできないことであります。

有機バイオ化肥料につきましては、バイオ菌をとある業者から購入してバイオ化するようですが、だいたい60日から90日でバイオ化するというのを聞いております。先ほどのお話とリンクする部分があるのですが、基本的には受入容量以上のものは受け入れないという事業モデルと聞いております。

委員 もしもの設定ですが、高橋造園さんが、跡継ぎがいなくて造園業をやらないとなった場合、どこかにその施設を売却しますよね。売却先が高橋造園さんのように一宮市と深くかわりのあるところならともかく、全然違う事業の方が買い取ったという場合の対策はあるのでしょうか。

話を聞いていると心配になってきてしまいました。

事務局 売却した場合ですが、建築基準法の建築許可のご審議をしていただいている視点で申し上げますと、もし同じような事業をするのであれば当然事業者が変われば許可の取り直しとなります。

委員 その時に、許可できませんよ、壊してくださいと言うことができるのですか。

事務局 当然許可の基準に合わないものであれば、除却するなり、稼動ができないといった指導ができます。

委員 やるかどうかは、事業者次第ですか。

夜逃げしてしまったら、そのままになるのですか。

事務局 残った建物ということでしょうか。

残った建物に関しては、個人の所有物になるので、相当なことでないと、特段壊しなさいということは、なかなか言えません。

委員 ありがとうございます。

委員 多くの方のいろんなご意見を聞いて、それぞれなるほどという思いがあります。私自身もお聞きしたいのですが、色んな点で懸念されることがあり、危機管理のマニュアルや川に面していることや防火の問題だとかいうところの対応はどうかというマニュアルが会社できちんと作成されているのかということと、騒音の基準が60dBで、53dBというとかかなり騒音という感じを受けます。もちろん騒音だけではないのですが、実際

に稼働されていく時に、住民の皆さんが大変だなということが起こっても、許可されてしまったら、途中でストップさせるということはできないのですよね。そうしたら、この場でそれを認めるかどうかを、きちんと住民にも納得していただけるような形での審議が必要だと改めて思っているところです。

会社としての危機管理マニュアルというものはどうなのでしょう。

事務局 危機管理マニュアルにつきましては、緊急時の管理マニュアルということで、事業者の方から連絡体制等の報告を受けています。

会長 騒音についてはどうでしょうか。

事務局 騒音につきましては、60dBという基準ではございますが、先ほど申し上げた町内会との協定書の中で、異議等があればこの事業の見直し等を考えるという協定書を交わしていますので、住民の方から、そういった騒音や振動等でご意見があれば真摯に取り組んでいただけるという報告を受けています。

委員 そこに住んでみえる方にとって、稼働されれば毎日のことで、暮らしの環境を含めて大きなことになるので、しっかりと住民の皆さんや町内から、この会社に対して物を言えるというシステム、例えば協議会というようなものはどうなのでしょう。

事務局 この高橋造園さんは、すぐ近くの地元の方でもありますので、協議等は行っていただいています。

委員 これからもですか。

事務局 はい、そうですね。

事務局 会長すみません。

会長 はい、どうぞ。

事務局 客観的に意見を聞かせていただきましたが、私どもの準備不足という面も多々あると思いますので、次回また環境部の職員も含めて同席させますので、継続審議ということで、一旦この議題は閉じさせていただければと提案させていただきます。

会長 はい、わかりました。

今、事務局より継続審議、次回に今回の資料を揃えていただいて改めて審議するとご提案がありましたが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

会 長 そういうことでまいりたいと思います。見送りといったらいいのでしょうか。
 ありがとうございました。

会 長 以上をもちまして付議案件の審議は終了したいと存じますが、報告案件が2件ございま
す。
 ここで、暫時休憩といたします。再開は概ね10分後とします。よろしくお願ひいたし
ます。

事 務 局 1時間を予定しておりましたので、時間に余裕のない方がみえましたら、報告案件とな
りますので退席していただいてもかまいません。

会 長 それでは、審議会を再開いたします。
 報告第1号一宮市都市計画に関する基本的な方針の改定及び一宮市立地適正化計画の変
更についての説明を事務局よりお願いします。

事 務 局 はい、会長。

会 長 はい。

事 務 局 それでは、報告第1号について、ご説明させていただきます。着座にて失礼します。
 ご承知のこととは存じますが、改めまして、ご説明させていただきます。
 都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定されるもので、上位計画
である総合計画や、愛知県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、通称、都
市計画区域マスタープランに即し、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年を
目安として、それを実現していくための、都市全体、及び地域別の将来像を示すもので、
今後の都市計画を行うための基本的な方針のことです。
 本市におきましては、平成21年6月に策定した現行の都市計画マスタープランの目標
年次が、令和2年であることや、平成30年4月の第7次総合計画の策定、平成31年3
月の尾張都市計画区域マスタープランの改定、また、人口減少や少子高齢化の進行などの
社会情勢の変化を踏まえ、都市計画マスタープランを改定するものです。
 昨年度は、全体構想の素案を、今年度は、地域別構想の素案を作成し、本年の9月5日
から27日までの間、地域ごとの13会場で地元説明会を開催いたしました。
 述べ198名の方に、ご参加いただき、その説明会で、多くのご質問、ご意見をいた
だきました。その主なものとして、それに対する市の考え方を資料3-1にまとめておりま
す。
 それでは、ご意見等の一部を説明させていただきますので、資料3-1をご覧ください。
 はじめに、1枚めくっていただきまして、2頁の12番目、液状化に対する対策や対応
についてはどうなっているのかという、ご意見につきましては、公共施設やライフライン
につきましては、耐震化を進めております。しかしながらそれ以外の対策は困難でありま
す、とお答えさせていただきました。
 次に、もう3枚めくっていただきまして、9頁の63番目、島畑の保全・活用に具体的

な方針はあるのかというご意見につきましては、具体的な方針はございません、しかしながら例えば、農業公園として今ある島畑を残すことができないか、といったことを考えているというお答えをさせていただきました。

資料3-3につきましては、説明会全体のご意見等をまとめたものでございます。出席者が少なかったことや、具体的な方針・方策がないため、説明が分かりにくい、といったご意見もいただきました。

以上、説明会では、様々なご意見、ご質問がありましたが、本マスタープランに反映するような事項はありませんでした。

その後、市の新たな施策の決定や、庁内検討会議などにより、一部内容の修正等がありましたので、その内容について、反映したのが資料1-1の素案となります。

それでは、簡単に概要版で、ご説明させていただきますので資料1-2をご覧ください。

1ページの右側、都市の現況と課題です。

本市におきましても今後、人口は減少に転じる見込みであることから、人口の集約による地域コミュニティの維持や、人口減少下における生活サービス施設の維持、また、中心市街地の活性化等の9つの分野で整理しております。

続きまして、2ページをご覧ください。

これらの課題を受け、将来都市像を、都会の利便性と田舎の豊かさが織りなす、だれもが住みよいまち、～多拠点ネットワーク型都市～の構築と設定しております。

そして、まちづくりの目標としまして、安全・安心な都市構造の構築等、4つの目標を挙げております。

また、その下の図が、将来都市像の実現に向けた、本市の目指すべき、将来都市構造図となります。

続きまして、右側の部門別の方針では、土地利用から都市防災までの10項目を方針としてまとめております。説明は割愛させていただきます。

以上までが、全体構想となります。

続きまして、3ページから4ページまでの地域別構想を、ご説明いたします。

地域別構想は、町内会のまとまりである連区という単位をベースとして14に区分したものを、拠点の位置づけや地域間の連携等を考慮し、7つの地域にまとめております。

なお、それぞれの地域で、全体構想の部門別の方針において、関連するものをまとめまして、項目を4つに、整理をしております。

それでは、それぞれの地域の主要な方針をご説明させていただきます。

はじめに、地域1の本庁地域です。

まちづくりの方向性としましては、本市の顔となる賑わいあふれるまちづくりとし、土地利用・市街地整備の方針では、都市拠点周辺での立地適正化計画制度などの活用による商業機能や子育て支援機能などの多様な都市機能の集積や、商業機能、業務機能、居住機能を持った複合施設の立地誘導、としております。

続きまして、地域2、尾西北部・尾西南部です。

まちづくりの方向性としましては、都市機能の集積や歴史あるまちなみ、田園地帯の保全としております。代表的に緑・景観・環境の方針では、起地区、美濃路の歴史的なまちなみの保全や、富田山公園の民間活力を活かした再整備、としております。

また都市防災の方針では、河川氾濫などによる浸水リスクの低減に向けた木曾川の堤防

整備の促進、としております。

続きまして、地域3、葉栗・北方町・木曾川町です。

まちづくりの方向性としましては、木曾川の魅力や公共交通の利便性を活かしたまちづくりとしております。緑・景観・環境の方針では、木曾川沿川でのサイクリングロードの整備、としております。

続きまして、地域4、丹陽町です。

まちづくりの方向性としましては、都市基盤が整った居住環境を活かし、暮らしやすいまちづくりとしております。また土地利用・市街地整備の方針では、一宮インターチェンジ東周辺での農業環境との共存に配慮した産業施設や、観光交流施設の立地誘導、また、外崎地区での土地区画整理事業による面的基盤整備、としております。また緑・景観・環境の方針では、歴史文化的価値のある景観資源として、島畑の保全・活用を検討、としております。

続きまして、地域5、今伊勢町・奥町です。

まちづくりの方向性としましては、鉄道の利便性を活かした生活の安全性が確保されるまちづくりとしております。緑・景観・環境の方針では、のこぎり屋根などの景観保全と有効活用の検討、にぎわいの創出のため、ミズベリング138による木曾川の水辺空間の活用、としております。また都市防災の方針では、浸水リスクの低減に向け、川崎川の河川改修、としております。

続きまして、地域6、大和町・萩原町です。

まちづくりの方向性としましては、鉄道の利便性を活かした居住環境の形成と歴史・文化が共存するまちづくりとしております。道路・公共交通などの方針では、自動車交通の円滑化に向けた名鉄尾西線の高架化による踏切の除去や、交通結節機能の充実に向けた駅前広場の整備、としております。また緑・景観・環境の方針では、美濃路萩原宿（現、萩原商店街）の歴史的なまちなみの保全、としております。

続きまして、地域7、西成・浅井町・千秋町です。

まちづくりの方向性としましては、のどかで生活利便性が高いまちづくりとしております。道路・公共交通などの方針では、都市間交通の円滑な処理に向けて名古屋江南線や一宮春日井線の整備促進、北尾張中央道の無電柱化の推進、としております。

最後に、計画の推進方策を、ご説明させていただきます。推進体制としまして、行政だけでなく、市民・事業者を含め、協働でまちづくりを進めて参ります。また、進捗管理としましては、PDCA サイクルにより計画の進捗管理を行い、必要に応じて計画の見直し・改定を行って参ります。

以上で、都市計画マスタープランの説明を終わらせていただきます。

続きまして、立地適正化計画をご説明いたします。

こちら、ご承知のこととは存じますが、改めましてご説明させていただきます。

立地適正化計画制度とは、今後、急激な人口減少と高齢化が進む中で、医療・福祉・商業施設や居住などがまとまって立地し、これらを公共交通でアクセスできる都市構造とする、コンパクト・プラス・ネットワークの考えを基に、市町村において都市の現状に応じた都市機能や居住の誘導と集約を実現していくためのものがございます。その計画では、医療・福祉・商業などの生活サービスを効率的に提供するための施設を誘導する都市機能誘導区域、コミュニティの維持を図るために居住を誘導する居住誘導区域を設定いたしま

す。

また、都市機能誘導区域内に立地を誘導する施設を都市機能誘導施設と位置付けております。

なお、本市では、お手元の資料2-1の序論から第3章の都市機能誘導区域に関する部分までを先行で策定し、今年の5月に公表しております。

今年度は、第4章の居住誘導区域に関する部分以降の素案を作成し、都市計画マスタープランと併せて先ほど説明させていただきました地元説明会でご説明させていただいております。

その説明会でのご質問・ご意見と、それに対する市の考え方を資料3-2としてまとめております。主なものをご説明させていただきますので、資料3-2をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、2頁の10番目、立地適正化計画では、コンパクトにするといっているのに、都市計画マスタープランでは、市街化調整区域の駅周辺は市街化区域へ編入する方針としては、整合がとれていない、というご意見に対しまして本市は市街化調整区域に人口の4割が住んでいることから、市街化調整区域の利便性が高い地区においても、人口の集約を図る方針である、とお答えさせていただきました。

続きまして、1枚めくっていただきまして、5頁の28番目、全域が市街化調整区域である地域の方からの質問で、見捨てられた地域になりかねないので、こういう地域をケアする計画が必要ではないか、というご意見に対しまして都市計画マスタープランで方針を定めており、出張所周辺は地域生活拠点とし、地区計画制度などの活用により、地域の交流・憩いの場として都市機能の維持・充実を図る方針である、というお答えをさせていただいております。

以上、都市計画マスタープランと同様に説明会では、様々なご質問・ご意見がありましたが、本計画に反映するような事項はありませんでした。

その後、庁内検討会議などにより、一部内容の修正等がありましたので、その内容について反映したものが資料2-1の変更素案になります。

なお、本計画は本年5月に都市機能誘導区域の部分について先行して発表しておりますので、今回は居住誘導区域の部分を追加する計画の変更として整理しております。

それでは、簡単に概要版でご説明させていただきます。

資料2-2をご覧ください。1ページ目から2ページ目までが、本年5月に公表した部分でございますので説明を割愛させていただきます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

本市における居住誘導区域の設定方針は、都市機能誘導区域周辺において、歩いて暮らせるまちづくりを目指すための、4つの条件により整理しております。

まず、条件1としまして、赤色の都市機能誘導区域とその中心からの徒歩圏の黄色の円の区域、条件2としまして、基幹的公共交通等の徒歩圏として、鉄道駅から800m、バス停から500mの黒斜線の円の区域、条件3としまして、土地区画整理事業により都市基盤施設の整備が面的に完了または事業中の緑斜線の区域、また条件4では、これまでの条件とは逆に居住環境にふさわしくないことから、用途地域が工業専用地域の区域と工業的土地利用の割合が高い、いわゆる工業地の区域である水色の区域を居住誘導区域に含めない区域といたしました。

以上、4つの条件により整理した居住誘導区域の範囲が左下の図のオレンジ色の部分と

なります。

これを道路等の地形地物により区域の精査を行い、右上の図に示す赤色の部分を本市における居住誘導区域として設定しております。

居住誘導区域の面積としましては約3,166haで市街化区域のおよそ83.3%となります。

また、居住誘導区域における誘導施策につきましては、今後の動向も注視し、補助等のインセンティブについて検討して参ります。

最後に、この立地適正化計画における評価のための目標値の設定につきまして、ご説明させていただきます。右中段の表をご覧ください。

評価指標としましては、人口減少下においても人口密度の維持を目指すことから、居住誘導区域内における人口密度の維持といたしまして、おおよそ20年後、社人研推計値では人口密度が、57人/haまで下がることが予想されているところを、現況値である61人/haの維持を目指すこととしております。

また、効果指標では、人口の集約と共に、公共交通の利便性の確保が必要なことから、公共交通の利便性の維持・充実としまして、市民の体感指標アンケートによる市内のバスや鉄道などの公共交通網が充実していると思う人の割合を、第2次一宮市公共交通計画における令和4年の最終目標値37.4%を、立地適正化計画においても最終目標値として設定しております。

これらの目標を踏まえまして、概ね5年ごとに効果検証、そして中間年である令和12年に必要に応じて見直しを行い、本計画の評価を行って参りたいと考えております。

以上が、一宮市立地適正化計画に関する説明です。

なお、今後の予定といたしまして、両素案とも、12月16日、月曜日から翌年1月17日、金曜日までの約1ヶ月間でパブリックコメントを実施いたします。この期間に、いただきましたご意見を踏まえ、最終案を作成し、2月下旬頃に開催予定の都市計画審議会に諮問させていただく予定としております。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、趣旨説明が終わりましたので、ただいまのご報告についてご質問等ございましたらお願いいたします。

委 員

先日まち・ひと・しごと創生総合戦略の会議に出ましたが、そこで第2次が急遽決まり12月末に国から報告書があがるらしいのですが、大まかな計画の報告書を読ませていただいたときに、人口集約するというまちづくりの文言がありましたが、都市計画の言葉が全然入っていませんでした。私としてはこちらにも携わっているので、都市計画に関係があるとお聞きしていたのですが、政策課の方では、私の質問の仕方が悪かったせい、よくわかっていなく、一般市民としては、まち・ひと・しごと創生総合戦略と都市計画は同じものであるという感覚で思っていたのに、あちらとしては都市計画について全然知らない感じでした。どこの市町も総合計画と都市計画にいきなり、まち・ひと・しごと創生総合戦略がのっかってきたので、どこに接点を見出しているかというのを苦慮されているという話をお聞きしました。まち・ひと・しごと創生総合戦略ではソフト面、人口をどう増やすかということについて一生懸命話をしていて、こちらの方ではハード面、土地や交

通機関を中心としたことをやっています。同じことをやっているのに2つが組み合わせられないと、説明会で市民の方もよくわからないと終わってしまったのを繰り返してしまうので、資料2-2を見ると計画の位置づけにしっかりと連帯しているとあるのでまち・ひと・しごと創生総合戦略とも情報共有して、お互いすぐわかるようにしていただけたらいいなという希望です。

事務局 ありがとうございます。先ほど見ていただいた表にもあるようにまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、マスタープランや立地適正化計画の上位計画として位置付けております。これらを作成するにあたって庁内会議の際には、当然ながら政策課も一緒にやっています。

委員 質問の仕方が悪かったかもしれないのですが、施策のところに都市計画の文言が一つもなかったのも、一生懸命やっているのにないのはおかしいと思いました。

事務局 入れておくように、こちらからも言うておきます。ありがとうございました。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 各地で説明会が開催されたということで、地元葉栗の説明会に参加させていただきました。説明に来てくださった職員のみなさん、夜にもかかわらずお疲れ様でした。葉栗の方は70名参加されていて、こんなに多くの参加があったのは、地元の地域葉栗をどのようにしてくれるのか期待があって参加されました。そこで出た意見に共通するのは、葉栗は市街化調整区域ということで見捨てられたなという感想でした。全員がそのようにおっしゃられている訳ではありません。そのような意見もあったということで、改めてお聞きしたいのですが、一宮の都市計画というパンフレット14ページに市街化区域及び市街化調整区域がどれくらいなのかh aと%が書かれています。市街化区域は34%、市街化調整区域は主に67%。面積だと、1:2くらいですね。

事務局 はい、そうなります。変わっておりません。

委員 そうなると、市街化調整区域の面積が多くなりますね。実際に住んでみえる方は、市街化調整区域と市街化区域人口だと、どうなっているのでしょうか。

事務局 市街化区域の人口が約6割、市街化調整区域内人口が約4割になります。面積は2倍くらいですが、人口としては4割くらいになります。

委員 市街化区域が6、市街化調整区域が4ということですね。ちょっと逆転しているということですね。

事務局 はい。

委員 市街化調整区域は色々な制限がかかっています。都市拠点としては一宮駅周辺、副次的都市拠点は尾西庁舎周辺と木曾川駅周辺、地域生活拠点はそれぞれの出張所または公民館周辺ということになっています。例えば葉栗でいきますと、葉栗出張所周辺が地域生活拠点になっていますが、葉栗全体をみるとそこだけでなく、実際にバスが不便だとか買い物が大変だということもあります。この葉栗地域をどのようにしていくのかという市の考えはあるのでしょうか。そこまで要求するのは、このマスタープランの中では無理だということなのでしょうか。

事務局 マスタープランはその区域の方向性を示しているものです。具体的な施策につきましては、今確実にあるものを除いて記載はされておられません。ただし葉栗において特化しているところとしては、緑地やタワーパーク、大野極楽寺公園等がございます。そういったものを活かしつつ、葉栗出張所に集約したコミュニティを考えております。

委員 ありがとうございます。法律体系の限界があると思いますが、葉栗だけではなく、特に市街化調整区域の中で田んぼや畑を持ってみえる方は、次の世代につないでいくということが、大変な状況だということで、特に子ども、息子、孫達が土地を後継してくれませんが、そうすると土地を相続できないという状況があって、一方で空き家や空き地、枯れ草が本当にひどい状況で、そのような中で畑を市でも買って欲しい、買い取って欲しい、耕作もできない、もりもできない、高齢化している中でどうにかして欲しい、という土地所有者の声もあったりするのですが、そのことについて何か対策があるのか是非聞いてきて欲しいということでしたので、何かあれば教えてください。

委員 発言の途中ですけどよろしいでしょうか。

会長 はい。

委員 今は報告案件の時間です。今の委員の話聞いていますと質問・質疑になっていますので、あくまでも報告ということで、整理をしていただけるとありがたいのですが。

会長 報告案件でも報告に対する質問はいいと思います。

委員 かなり深く入っていると思うのですが。

会長 もし長く続くようであれば、簡潔にお願いします。

委員 すみません。これは葉栗の人だけでなく市街化調整区域に住んでみえる方々、例えば西成や浅井、千秋の方からも声があったので市街化調整区域に住んでみえる方の今後の暮らしをどうしていくのか、是非まちづくりの一つのこととして地域でも町内会を含めた形で一緒に進めていくことだと思いますが、市の方でもぜひ支援していただければと思います。以上です。

事務局 お答えとしましては、やはり市街化調整区域は市街化を抑制する区域になります。ただし、そうは言っても既存のコミュニティがあるところにつきましては開発できるようになる市街化調整区域内地区計画がございます。この地区計画を利用させていただくこととなりますのでよろしく申し上げます。

委員 ありがとうございます。

委員 地区計画というのは市街化調整区域内の計画ですか。立地適正化計画、居住誘導区域の中には入らないということですか。

事務局 市街化区域の中でも地区計画はできます。市街化調整区域につきましては、市の方で策定した市街化調整区域内地区計画運用指針というものがあります。

委員 失礼しました。調整区域における地区計画で、例えば報告資料3-2の中の2ページ目の10番目の回答で、大和連区だと苅安賀や妙興寺の駅前など利便性の高い地域において人口の集約をはかるという形で回答を出されております。いわゆる市街化調整区域における地区計画は立地適正化計画の中に含まれるのでしょうか、含まれないのでしょうか。含まれないのであれば、このようなものがあることが、みなさんにわかる形であるのでしょうか。

事務局 市街化調整区域であれば、立地適正化計画の中に含まれません。法律上、居住誘導区域を設定できるのが、市街化区域内だけです。ただし地区計画を行った後、市街化区域に編入するというのであれば、誘導区域に入る可能性もあります。

委員 市街化調整区域と市街化区域のエリア分けを見てみると、利便性の高い鉄道駅、例えば妙興寺駅の西側とか、今伊勢の西の地区等がごっそりと市街化調整区域のままになっている状態です。お住まいから交通利便性の高い駅などに行くのは距離で決まるものなので、歴史的な経緯もあると思うのですが、このような形で線引きがされているのは、少し考慮していただきたいというのはあります。地区計画とからめて、地区計画でこのようなものがあるっていうのがあれば、合わせてお示しいただけると地域に住まわれている方も安心されるのではないかと思いますので、ご考慮いただけたらと思うのですがいかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。市街化区域に編入するということでしょうか。

委員 それも一つの手だと思います。立地適正化計画の中で、市街化調整区域の中の話は一切入っていないですね。

事務局 立地適正化計画につきましては、どうしても法律上の縛りがありますので、市街化調整区域は入りません。

委員 員 これに代わる市街化調整区域内での開発はありますか。

事務局 都市計画マスタープランの方に書いてあります。

委員 員 実際それがわかりづらいです。
各生活拠点を中心とした地区計画、例えば萩原駅や公民館など拠点をベースにした地区計画がどれだけあるか、どのような形で進んでいるのかというのが、マスタープランの中に書いてあるのでしょうか。

事務局 都市計画マスタープランの中では、38ページ市街化調整区域内の土地利用の方針に書いてあります。2つ目の丸、市街化調整区域内地区計画運用指針による地区計画制度の活用ということで、運用指針が別途あります。ここに、例えば鉄道駅から500m、出張所から500mといったような絵も書いてありますので、どこができるのか一目でわかります。

委員 員 それは立地適正化計画の範囲と隣接している区域があって、一体的に見ないとわからないと思うのですが。
例えば妙興寺駅の西側は市街化調整区域なので、その開発をしようとするので地区計画を立ててからでないといけない。東側は市街化区域なので立地適正化計画の中に含まれている。同じ駅の拠点でありながら東側は立地適正化計画、西側は地区計画とわかれていると同じエリアであるにもかかわらず、2つの計画が並んでいるので判断できない状態になるのではないかと私は思います。今のように片方が市街化区域、片方が市街化調整区域というところで、一体的に考えないと計画が立てられない。確かにこの上に書けないと思いますが、その中でも市街化調整区域と隣接している区域や市街化調整区域だけで構成されているところの地区計画も並行して審議の中にのせていただくことで、うちは市街化調整区域だから関係ないという話ではなくて、38ページの計画に合わせて添付していただく等一体的に審議ができるような形にさせていただけるとより深まるのかと思いました。

事務局 ありがとうございます。次回からは、わかりやすくやらせていただきたいと思います。

会長 根本的なところですが、市街化区域は開発を促進するところ、市街化調整区域は抑制するところ、その大前提があるので、同列に並べるものではないと思います。結果的に市街化調整区域で開発を行うこともあるかもしれないですが、それはやむなくするということで、同列ではないということで、今の話は結果的にそうなっているのではないかと思います。

委員 員 今ははっきりと線引きされている状況なので、実際都市機能誘導とか居住誘導をかける場合、せっかく目の前に駅があるけど、ここは住んではいけないよというところが理不尽に感じます。

会長 文字通り線引きしているということです。線引きがどうあるべきかという、もう少し手

前の段階の議論になります。

委員 線引きの中で、もれているところでも開発できる、市街化調整区域での地区計画というものが、これとは別の形であると思うのですが、それが今のように一つの拠点、例えば妙興寺駅を中心としたエリアの中に居住誘導をかけるときに、たまたま市街化区域の方には、公民館なり病院なりがあったりして、その隣接している西側は、地区計画をして、公民館を建てるのか病院を建てるのかというと無駄になる訳ですよ。計画がそれぞれ違うものを立てていると、変な話ではないかと思いました。

会長 それは都市計画マスタープランの方で提示されているものであります。他はよろしいでしょうか。

会長 続きまして、報告第2号一宮市緑の基本計画の改定についての説明を事務局よりお願いします。

事務局 はい、会長。

会長 はい。

事務局 一宮市緑の基本計画の改定につきまして、簡単に報告をさせていただきます。お手元でございます。報告第2号の緑の基本計画の改定について、資料の後ろから6枚分のA3版で説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

まず、1ページ目は、緑の基本計画とはどのような計画か、また、改定の背景について示しております。

続きまして、2ページ目は、前計画を策定してからの10年間で変わったこと、特にこれまでの緑のまちづくりにおける課題を抽出しております。大きく分けて4つの要因がございます。この10年間で変化した社会情勢について、これまでの緑のまちづくりにおける、緑の現況について、緑に関する市民の意識について、現計画の達成状況について、これらから課題を抽出して、これからの緑のまちづくりに向けた重要な視点を示しております。

続きまして3ページをご覧ください。これからの緑のまちづくりにおいては、基本理念を示しております。水と緑で人がつながる 心ふれあうまち 一宮と設定しております。以下のとおり、これに基づく基本方針として3つ示しております。

次に、この計画の効率的な進捗状況を確認するために、3つの成果指標、2つの達成指標を設定しております。右側のページには今回の基本計画で立てなければならない、緑の保全・創出・活用の方針として、3つの項目についてコンセプトをまとめております。また、都市公園等の整備と管理の方針として、5つの方針を設定しております。

次に5ページ目をご覧ください。緑のまちづくりに関する施策について示しております。ここで、同ページ右側にある個々の施策において、赤字のものは新たな施策を示しています。

次に6ページ目には計画における推進体制を示しております。

以上で説明を終わります。

会 長 それでは、趣旨説明が終わりましたので、ただいまのご報告についてご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

会 長 ありがとうございます。
それでは、報告事項は以上でございますので、事務局に以降の進行をお返しします。

(閉会)

事 務 局 会長どうもありがとうございました。
それでは、本日は大変お忙しいところ、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。これをもちまして、令和元年度第1回一宮市都市計画審議会を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

閉 会 午後4時15分